

令和 8 年第 3 回東広島市議会定例会

議

案

そ の 2

令和 8 年 9 月

目

次

議案第 1 5 5 号	令和 7 年度東広島市歳入歳出決算の認定について……………	1
議案第 1 5 6 号	令和 7 年度東広島市下水道事業会計決算の認定について……………	4

議案第 1 5 5 号

令和 7 年度東広島市歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、次の令和 7 年度東広島市一般会計及び東広島市各特別会計の歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

なお、地方自治法第 2 3 3 条第 5 項及び第 2 4 1 条第 5 項の規定により、当該決算に関する附属書類を別冊のとおり併せて提出する。

令和 8 年 9 月 1 7 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 決算書

- (1) 令和 7 年度東広島市一般会計歳入歳出決算
- (2) 令和 7 年度ひがしひろしま墓園管理事業特別会計歳入歳出決算
- (3) 令和 7 年度東広島市特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算
- (4) 令和 7 年度東広島市産業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
- (5) 令和 7 年度八本松駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算
- (6) 令和 7 年度東広島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- (7) 令和 7 年度東広島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (8) 令和 7 年度東広島市介護保険特別会計歳入歳出決算
- (9) 令和 7 年度東広島市上三永財産区特別会計歳入歳出決算
- (10) 令和 7 年度東広島市御菌宇財産区特別会計歳入歳出決算
- (11) 令和 7 年度東広島市志和堀財産区特別会計歳入歳出決算
- (12) 令和 7 年度東広島市東志和財産区特別会計歳入歳出決算
- (13) 令和 7 年度東広島市西志和財産区特別会計歳入歳出決算
- (14) 令和 7 年度東広島市白市財産区特別会計歳入歳出決算
- (15) 令和 7 年度東広島市小谷財産区特別会計歳入歳出決算

- (16) 令和 7 年度東広島市志和財産区特別会計歳入歳出決算
- (17) 令和 7 年度東広島市竹仁財産区特別会計歳入歳出決算
- (18) 令和 7 年度東広島市久芳財産区特別会計歳入歳出決算

2 附属書類

- (1) 令和 7 年度東広島市各会計歳入歳出決算事項別明細書
- (2) 令和 7 年度東広島市各会計実質収支に関する調書
- (3) 令和 7 年度財産に関する調書
- (4) 令和 7 年度東広島市基金運用状況調書
- (5) 令和 7 年度主要な施策の成果に関する報告書

(提案理由)

令和7年度の東広島市一般会計及び東広島市各特別会計の歳入歳出決算及び関係書類を監査委員の審査に付した後、同委員から意見書の提出があったので、当該意見書を付けて当該決算を議会の認定に付するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第233条

- 3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。
- 5 普通地方公共団体の長は、第3項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

第241条

- 5 第1項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第233条第5項の書類と併せて議会に提出しなければならない。

議案第 1 5 6 号

令和 7 年度東広島市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 7 年度東広島市下水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

なお、地方公営企業法第 3 0 条第 6 項の規定により、当該決算に関する附属書類を別冊のとおり併せて提出する。

令和 8 年 9 月 1 7 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(提案理由)

令和7年度の東広島市下水道事業会計の決算及び関係書類を監査委員の審査に付した後、同委員から意見書の提出があったので、当該意見書を付けて当該決算を議会の認定に付するものである。

(根拠法令)

地方公営企業法

第30条

- 4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（一略）に付さなければならない。
- 6 地方公共団体の長は、第4項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、第2項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。